

別表第 1 (第 3 条関係)

抑制区域	法令等
指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項
鳥獣保護区又は特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項
生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項
希少野生動植物保護区	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成 12 年埼玉県条例第 11 号）第 19 条第 1 項
特別緑地保全地区	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 20 条第 1 項
国立公園の特別地域	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項
県立自然公園の特別地域	埼玉県立自然公園条例（昭和 33 年埼玉県条例第 15 号）第 12 条第 1 項
県自然環境保全地域の特別地区又は野生動植物保護地区	埼玉県自然環境保全条例（昭和 49 年埼玉県条例第 4 号）第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項
農用地区域内にある農地若しくは採草放牧地、甲種農地若しくは採草放牧地又は第 1 種農地若しくは採草放牧地（営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 2 項第 1 号
農用地区域（営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号
保安林	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項
河川区域、河川保全区域又は河川予定地	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項、第 54 条第 1 項又は第 56

	条第1項
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項又は第9条第1項
風致地区	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号
景観計画区域	景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号
重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第78条第1項又は第109条第1項
県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物又は県指定旧跡	埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項、第26条第1項、第31条第1項又は第37条第1項
その他自然環境等の保全のため市長が特に配慮が必要と認める区域	